

## 第 21 号議案

小城市保育の実施に関する条例施行規則の一部改正について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 26 年 9 月 26 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

### 提案理由

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律及び母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、小城市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正するため

## 小城市教育委員会規則第 号

### 小城市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する 規則

小城市保育の実施に関する条例施行規則（平成 19 年小城市教育委員会規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同表備考中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第 17 条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの」を「第 17 条第 1 項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同法第 31 条の 7 第 1 項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

小城市保育の実施に関する条例施行規則(平成19年小城市教育委員会規則第12号)新旧対照表

現行							改正後(案)							
別表(第9条関係) 保育所徴収金基準額表 (単位:円)							別表(第9条関係) 保育所徴収金基準額表 (単位:円)							
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			徴収金基準額(月額)			国階層	各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			徴収金基準額(月額)			国階層	
階層区分	定義		3歳未満児	3歳児	4歳以上児		階層区分	定義		3歳未満児	3歳児	4歳以上児		
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による給付受給世帯		0	0	0	1	A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による給付受給世帯		0	0	0	1	
B	A階層及び	市町村民	通常	9,000	6,000	6,000	2	A階層及び	市町村民	通常	9,000	6,000	6,000	2
	D階層を除き、前年度分の市町村民税の額の	税非課税世帯	困窮、母子又は障害児(者)のいる世帯	0	0	0		D階層を除き、前年度分の市町村民税の額の	税非課税世帯	困窮、母子世帯等又は障害児(者)のいる世帯	0	0	0	
C	区分が次の	市町村民	通常	19,500	16,500	16,500	3	区分が次の	市町村民	通常	19,500	16,500	16,500	3
	区分に該当	税課税世帯	困窮、母子	18,500	15,500	15,500		区分に該当	税課税世帯	困窮、母子	18,500	15,500	15,500	

	する世帯	帯	又は障害児(者)のいる世帯			
D1	A階層を除き、前年分	20,000円未満	25,000	21,000	20,500	4
D2	の所得税課税世帯であ	20,000円以上40,000円未満	30,000	25,000	24,000	
D3	って、その所得税の額	40,000円以上71,500円未満	40,000	29,000	25,500	5
D4	の区分が次の区分に該	71,500円以上103,000円未満	44,500	31,000	25,800	
D5	当する世帯	103,000円以上413,000円未満	51,000	32,000	26,000	6
D6		413,000円以上734,000円未満	62,000	34,000	28,000	7
D7		734,000円以上	73,000	34,000	28,000	8

	区分に該当する世帯	税課税世帯	困窮、 <u>母子世帯等</u> 又は障害児(者)のいる世帯	18,500	15,500	15,500
D1	A階層を除き、前年分	20,000円未満		25,000	21,000	20,500
D2	の所得税課税世帯であ	20,000円以上40,000円未満		30,000	25,000	24,000
D3	って、その所得税の額	40,000円以上71,500円未満		40,000	29,000	25,500
D4	の区分が次の区分に該	71,500円以上103,000円未満		44,500	31,000	25,800
D5	当する世帯	103,000円以上413,000円未満		51,000	32,000	26,000
D6		413,000円以上734,000円未満		62,000	34,000	28,000
D7		734,000円以上		73,000	34,000	28,000

備考

2 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる徴収基準額とする。

- (1) 「母子世帯等」…母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

備考

2 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる徴収基準額とする。

- (1) 「母子世帯等」…母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条第1項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同法第31条の7第1項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯